

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）		
○ 保安林の解除予定 【告示】		治山課		目次
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【公告】		建築指導課		
○ 岡山県文化財保護条例に基づく岡山県指定重要無形文化財の指定及び保持者の認定の解除 【教育委員会】		教育委員会		
				担当課（室）

◎岡山県告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年六月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市鳥羽字金才一二四九の九、一二五〇の一六

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔三〇三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年六月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市下林字中林二六九―四、二六九―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁七八三―一 サンプルム秋桜二〇三号

大岡 宏明

三 許可番号

岡山県指令建指第一八号

◎岡山県教育委員会告示第五号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第十九条第七項の規定により、岡山県指定重要無形文化財の指定及び保持者の認定を次のとおり解除した。

平成三十年六月十九日

岡山県教育委員会

一 指定番号 無第三二号

二 指定年月日 平成七年四月七日

三 種 別 重要無形文化財（工芸技術）

四 名 称 金工（刀身彫刻）

五 保持者の住所、氏名及び生年月日

岡山市北区平和町

柳村 重信（号 仙寿）

昭和二十年三月十二日生

六 解除年月日及び理由

平成三十年四月二十八日 保持者死亡のため